

三重県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定

三重県（以下「甲」という。）と 病院（以下「乙」という。）とは、三重県災害時小児周産期リエゾン運用計画に基づく三重県災害時小児周産期リエゾン（以下「リエゾン」という。）の派遣について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、三重県内で災害が発生した際に、甲が行う災害時の小児・周産期医療に係る保健医療活動を適切かつ円滑に行うため、乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（リエゾンの派遣）

第2条 甲は、リエゾンの招集が必要と判断した場合、乙に対しリエゾンの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から要請を受け、リエゾンの派遣が可能と判断したときは、リエゾンを派遣するものとする。

3 乙は、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合において、甲の要請を受ける前にリエゾンを派遣することができる。この場合、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 前項の規定により甲が承認したリエゾンの派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなす。

（業務内容）

第3条 乙が派遣するリエゾンは、甲が指定する場所に参集し、三重県災害医療コーディネーターと連携し、小児・周産期医療に係る次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）県保健医療調整本部等の組織体制の構築に係る助言及び支援
- （2）被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る助言及び支援
- （3）保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整に係る助言及び支援
- （4）患者等の搬送の調整に係る助言及び支援
- （5）記録の作成及び保存並びに共有に係る助言及び支援

（身分等）

第4条 リエゾンは、甲の職員として前条各号の業務に従事するものとする。

2 前条各号に掲げる業務に従事するリエゾンに対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（実費弁償等）

第5条 甲の要請に基づき、乙がリエゾンを派遣した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

- （1）リエゾンの派遣に要する経費
- （2）リエゾンがその業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(平常時の協力)

第 6 条 乙は、平常時に、リエゾンが災害に関する研修、訓練等に参加できるよう協力するものとする。

2 乙は、リエゾンの派遣も含め施設における災害時の小児・周産期医療提供体制の構築に努めるものとする。

(協議)

第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第 8 条 この協定は、契約締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

令和 2 年 月 日

甲 三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

乙 病 院 院 長